

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年六月十四日法律第四十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第二条中目次の改正規定（「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める部分に限る。）、第四条第三項の改正規定、第二十条第三項の改正規定、第三十五条の次に一条を加える改正規定、第三章第六節中第三十七条の次に一条を加える改正規定、第五十三条の改正規定、第六十三条の七第一項の改正規定、第一百十条の二第三項の改正規定、第一百九条第一項第二号の二の改正規定、第二百十条第一項第八号の改正規定及び第二百十一条第一項第五号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 （略）